

## 審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会（仮免許証の再交付については、山口県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間：再交付の申請が、当該申請に係る運転免許証を交付した山口県公安委員会 に対して行われた場合にあつては、 運転免許課申請の場合 ～ 1日 警察署申請の場合 ～ 14日
申 請 先：山口県公安委員会（申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課又は、警察署の窓口に提出してください。）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部交通部運転免許課（電話 083-973-2900）
備 考：